

マージン率等の情報提供について

① 令和7年10月1日付け 派遣労働者数

0人

② 令和6年度 派遣先事業所数(実数)

3事業所

③ 令和6年度労働者派遣に関する料金の額の平均額

25,829円(8時間 全業務平均)

④ 令和6年度派遣労働者の賃金の額の平均額

11,913円(8時間 全業務平均)

⑤ 令和6年度マージン率

53.9%

$$\text{マージン率} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの賃金の額の平均} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right]}$$

- ※マージン率には営業利益のほか、以下のような経費が含まれます。
- ・法定福利費(事業主として負担すべき社会保険料および労働保険料)
 - ・派遣労働者の年次有給休暇および慶弔等の特別休暇取得時にかかる賃金
 - ・派遣労働者の健康診断費用
 - ・派遣労働者の教育研修費用
 - ・派遣労働者の募集採用活動費用
 - ・派遣労働者の労務管理費用
 - ・事務所賃借料、宣伝広告費、通信費等の諸費用 他

⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を

締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 (ソフトウェア作成の業務に従事する従業員)

当該労使協定の有効期間の終期 (令和 8年 3月 31日)

締結していない

⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容 (注)キャリアアップに資する教育訓練に関する計画内容を示すこと。

| 訓練種別 | 対象者となる派遣労働者 | 訓練方法 | 訓練費用負担額 | 賃金支給 |
|--------------------------|-------------|--------|---------|------|
| 〈入社時等基礎的訓練〉 ビジネススキル研修 | 雇入時、派遣中 | OFF-JT | 無償 | 有給 |
| 〈階層別訓練〉 リーダー研修 | 入社4年目 | OFF-JT | 無償 | 有給 |

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 相談窓口 内藤 弘幸 電話番号 052-766-7133

⑧ その他の労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項(福利厚生など)

年次有給休暇制度、社会保険、定期健康診断、退職金の積立 等

事業所名 株式会社アーチ
許可番号 派23-304178